

法定相続情報一覧図の写し

をご利用ください！

遺産分割の申立に必要な

★被相続人の出生～死亡の戸籍等謄本
★その他の戸籍類の束
の代わりに、法定相続情報一覧図の写し（コピー可）をご提出いただけます。

※裁判所では原則、一度ご提出いただいた書類をお返しすることができません。

※法定相続情報一覧図の写しを一度作成しておくと、法務局で何度も、手数料無料で発行することができます。裁判所以外の各種相続手続でも使用でき、相続人の負担を軽減できます。

法定相続情報一覧図（の写し）とは

法務局で実施している「法定相続情報証明制度」により作成した、法定相続関係が確認できる一覧図です（具体的なイメージは裏面）。

相続人が作成した一覧図と資料等を法務局に提出すると、登記官が法定相続情報を確認し、認証をして、法定相続情報一覧図の写しを交付します。

法務局への申出費用及び写しの発行費用は無料です。

- ①戸籍等を取り寄せて法定相続人を確認する
- ②一覧図を作成する
- ③申出書に記入して、①②の書類と一緒に法務局に提出する

の3ステップで作成できます。

（申出から交付までは数日かかることがあります。詳細は法務局のホームページをご覧ください）

※遺産分割の申立に利用するためには記載が必要な事項があります。一覧図作成の際は裏面を必ずご確認ください。

※ 被相続人の法定相続情報一覧図を提出する場合でも、相続人全員の現在の戸籍謄本、相続人全員の住民票または戸籍附票の提出は必要となります。

（申立後、書類を確認した上で不備がありましたら担当者よりご連絡させていただきます。）

戸籍等の束を持ち歩いたり、たくさんコピーを取ったりしなくてもよくなるね♪

登記官が戸籍等に基づいて法定相続関係を確認してくれるから安心だね♪

